

ID: 51

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	貸出券の交付		
例規名 根拠条項	村田町歴史みらい館管理運営規則 第6条第4項及び第5項		
例規番号	平成6年教育委員会規則第8号		
【基準】			
<p>第6条第4項及び第5項の規定による。 (図書室の利用)</p> <p>第6条 村田町内に居住し、又は通勤する者は、第3条及び第4条に規定する開館日及び開館時間において図書室の利用を受けることができる。</p> <p>2 館内で図書資料を利用する者は、所定の場所で利用しなければならない。</p> <p>3 館長が発行し、交付した貸出券を所持する者は、図書資料を借り受けることができる。</p> <p>4 前項の貸出券は、町内に居住するか、若しくは通勤する者で、貸出登録した者に交付する。</p> <p>5 前項に該当しない者でも図書利用に支障のない範囲で適当と認められる者に対し、館長は、貸出券を交付することができる。</p> <p>6 図書資料の貸出しは、1人1回につき本5冊まで、貸出期間は、14日以内とする。</p> <p>7 ビデオ等の利用は、館内だけとし、貸出しはしない。</p> <p>8 資料を貸出期間後引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。ただし、継続利用の返納期間は、14日を限度とする。</p> <p>9 次の各号に掲げる資料は、館外への貸出しは、許可しないものとする。ただし、館長が特に認めたときはこの限りではない。</p> <p>(1) 寄託資料</p> <p>(2) 郷土資料及び行政資料</p> <p>(3) その他貴重な資料と定めた資料</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日